参考－２

# 「赤川水系河川整備学識者懇談会」に関する公開方法

## １．会議の公開

（１）会議、会議資料、議事概要及び議事録は公開するものとする。ただし特段の理由があるときには、会議、会議資料、議事概要及び議事録を非公開とすることができる。

（２）前項ただし書きの場合においては、その理由を明示し、会議、会議資料、議事概要及び議事録の全部又は一部を非公開とすることができる。

## ２．議事概要及び議事録

赤川水系河川整備学識者懇談会の議事について、事務局が議事概要及び議事録を作成するものとする。

## ３．公開の方法

（１）会議資料、議事概要及び議事録は閲覧、インターネットでの掲載等によるものとする。

（２）閲覧場所は下記のとおりとする。

国土交通省

・酒田河川国道事務所
・酒田河川国道事務所　赤川出張所
・新庄河川事務所　赤川砂防出張所
・月山ダム管理所

山形県

・県土整備部河川課
・庄内総合支庁建設部河川砂防課

平成２２年　３月１８日施行
平成２３年　２月１６日一部改正